

# 情報公開規程

## 規程第2号

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人社会貢献支援財団（以下、「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

### (公 示)

第5条 この法人は、法令並びに定款の規程に従い、貸借対照表及び正味財産増減計算書について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款54条の方法によるものとする。

### (公 表)

第6条 この法人は、法令の規程に従い、理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、「理事及び監事並びに評議員の報酬等並びに費用に関する規程」を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

### (資料の事務所備え置き)

第7条 この法人は、法令の規程に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有

する者に対して、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第8条 この法人の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間である午前10時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(インターネットによる情報公開)

第9条 この法人は、第5条ないし第7条の規程による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規程による情報公開の内容、方法等の詳細は会長が定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は会長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管 理)

第11条 この法人の情報公開に関する事務は、総務課が管理する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、平22年9月1日から施行する。